

建設工事における前払金の使途拡大措置の継続について

令和3年4月1日

平成28年5月27日付け地方自治法施行規則の一部改正を受けた本市発注工事に係る前払金の使途拡大措置について、次のとおり取扱いを継続します。

1 適用対象

〈 変更前 〉

平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるもの。

〈 変更後 〉

平成28年4月1日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるもの。

ただし、令和3年3月31日までに契約締結した工事のうち、令和3年4月1日以降に払い出しが行われる前払金について使途拡大を希望する場合は、「前払金の使途拡大に係る協議書」により工事施行担当課の監督員と協議を行った上で、変更契約の手続きが必要です。

2 使途拡大の内容

使途拡大の適用により、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除く。)に係る支払いに前払金を充当することができます。

【問合せ先】

倉敷市総務部契約課 (工事契約担当)

電 話 086 (426) 3171

F A X 086 (426) 4234